

岡山地域貢献活動センターまちづくり人材派遣事業実施要領

1 趣旨

(社)岡山県建築士会(以下「岡山士会」という。)は、岡山県内でまちづくりに取り組む団体からの要請を受けて、まちづくりに関する専門的な知識を持つ会員を派遣し技術支援を行うことを通じて具体的な地域貢献活動を行い、各地域のまちづくり活動の推進を図るため、岡山士会「岡山地域貢献活動センター」規約第3条第2号に規定する「(社)岡山県建築士会に対しての人材派遣に対する活動支援」に係る事業の実施に必要な事項を定める。

2 まちづくり人材派遣対象事業

まちづくり人材派遣の対象は、地域貢献を目的にまちづくり活動に取り組む非営利の団体(構成員が5名以上のものに限る)が行う講演会、ワークショップ、勉強会その他これに類する事業(以下「講演会等」という。)で、次の各号に該当するもの。

(1)次に掲げるテーマのいずれかに該当すること。

- ア 地域のまちづくり
- イ 居住環境の保全・整備
- ウ 歴史的文化遺産の再生と活用
- エ 自然環境の保全・整備
- オ 景観の保全・整備
- カ 福祉環境の整備
- キ 地域防災づくり
- ク 地域の活性化を図る調査・研究
- ケ 社会サービス
- コ その他

(2)次に掲げる要件をすべて満たす事業であること。

- ア 講演会等は岡山県内の地域貢献を目的とし、かつ岡山県内で実施されること。
- イ 講演会等は1回あたり概ね15名以上の参加者が見込まれること。
- ウ 派遣する人材が(1)のテーマに沿った技術支援を行うものであること。
- エ 岡山士会本部又は支部の推薦が受けられる事業であること。
- オ 事業の実施について、マスコミへの発表及び取材協力が可能であること。
- カ 事業の実施に必要な費用のうち、人材派遣に係る費用(講師謝金、交通費)以外は、全て主催者が負担できること。
- キ 事業に関する広報及び報告等の印刷物を作成する場合は、「(社)岡山県建築士会地域貢献活動事業」であることを表記できること。
- ケ 国・地方公共団体が主催する事業でないこと。
- ク 政治、宗教、思想、苦情、社会不正義を目的とするものでないこと。

3 事業の運営

事業の運営は、岡山地域貢献活動センター委員会(以下「委員会」という。)が行う。

4 まちづくり人材登録

委員会は、岡山地域貢献活動センターまちづくり技術支援の派遣対象となる人材登録（以下「まちづくり人材登録」という。）を以下の手続きによりを行う。

- (1) 委員会は、まちづくり人材登録を行うために登録要件及び人材派遣条件を定めて、会員を対象に募集を行う。
- (2) 登録要件は次のすべてに該当することとする。
 - ア 岡山士会会員であること。
 - イ 2（1）のいずれかに関連する専門的な知識及び実績を有すること。
 - ウ 当事業の趣旨を理解し、まちづくり人材派遣に協力できること。
 - エ まちづくり人材登録者の主な情報（氏名、所属、専門分野、主な実績等）について、岡山士会ホームページに公表できること。
 - オ 委員会が派遣先団体へ登録者の紹介をする際に、登録者個人の登録申請情報を提示することについて、確認を要しないこと。
- (3) 派遣条件は次のとおりとする。
 - ア 講演会等へ講師として派遣される建築士（以下「派遣講師」という。）には、別途定める額の謝金及び交通費実費を支給する。但し、支給は岡山士会事務局が税金を差し引いた上で、派遣事業の実施日以後に行う。
 - イ 派遣先団体との具体的な事業内容についての連絡調整は派遣講師本人が行うこととする。その際の費用はアに含まれるものとし、別途支給しない。
 - ウ 岡山士会は、委員会の助言に基づき必要と判断した場合、派遣講師を補助する建築士（以下「派遣講師補助」という。）を派遣する。この場合、派遣講師補助には、別途定める額の謝金及び交通費実費を支給する。但し、支給についてはアに準じる。
- (4) まちづくり人材登録（派遣講師・派遣講師補助）を希望する会員は、所定の様式（様式1-1）で委員会へ登録を申請する。
- (5) 委員会は、まちづくり人材登録の申請を受け付け、内容を審査して、適当と認められる者について登録を行う。（様式1-2）
- (6) 登録の有効期限は、登録した年度を含めて2カ年度とする。

3 まちづくり人材派遣の実施

- (1) 岡山士会は、事業年度内の一定の期間を定めてまちづくり人材派遣の募集を行う。
- (2) 人材派遣を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、所定の期限内に岡山士会事務局に所定の様式（様式2-1）で申請を行う。なお、申請にあたっては、あらかじめ申請団体の事務局がある岡山士会支部（岡山本部の場合は「事務局」とする。）の推薦（様式2-2）を受けるものとする。
- (3) 岡山士会は、委員会に申請受諾の可否及び派遣する人材の選考を付託（様式2-3）する。
- (4) 委員会は、申請内容を審査し、まちづくり人材派遣の対象として適当と認められる場合は、派遣の決定を行うとともに、派遣する人材をまちづくり人材登録者から選考し、岡山士会へ回答（様式2-4）する。

- (5) 岡山士会は、派遣の可否及び派遣する登録者情報を申請団体に通知（様式2-5）するとともに、派遣する登録者に対して派遣先団体及び事業内容を通知（様式2-6）する。
- (6) 派遣先団体は、まちづくり人材派遣対象事業の実施にあたって予告チラシを作成する際は、「(社)岡山県建築士会地域貢献活動事業」である旨を明記し、予め岡山士会事務局に原稿を提示すること。
- (7) 派遣先団体は、まちづくり人材派遣対象事業を実施後速やかに、所定の様式（様式2-7）で岡山士会へ報告を行うものとする。
- (8) 派遣講師は、まちづくり人材派遣対象事業を実施後速やかに、所定の様式（様式2-8）で岡山士会へ報告を行うものとする。

4 その他

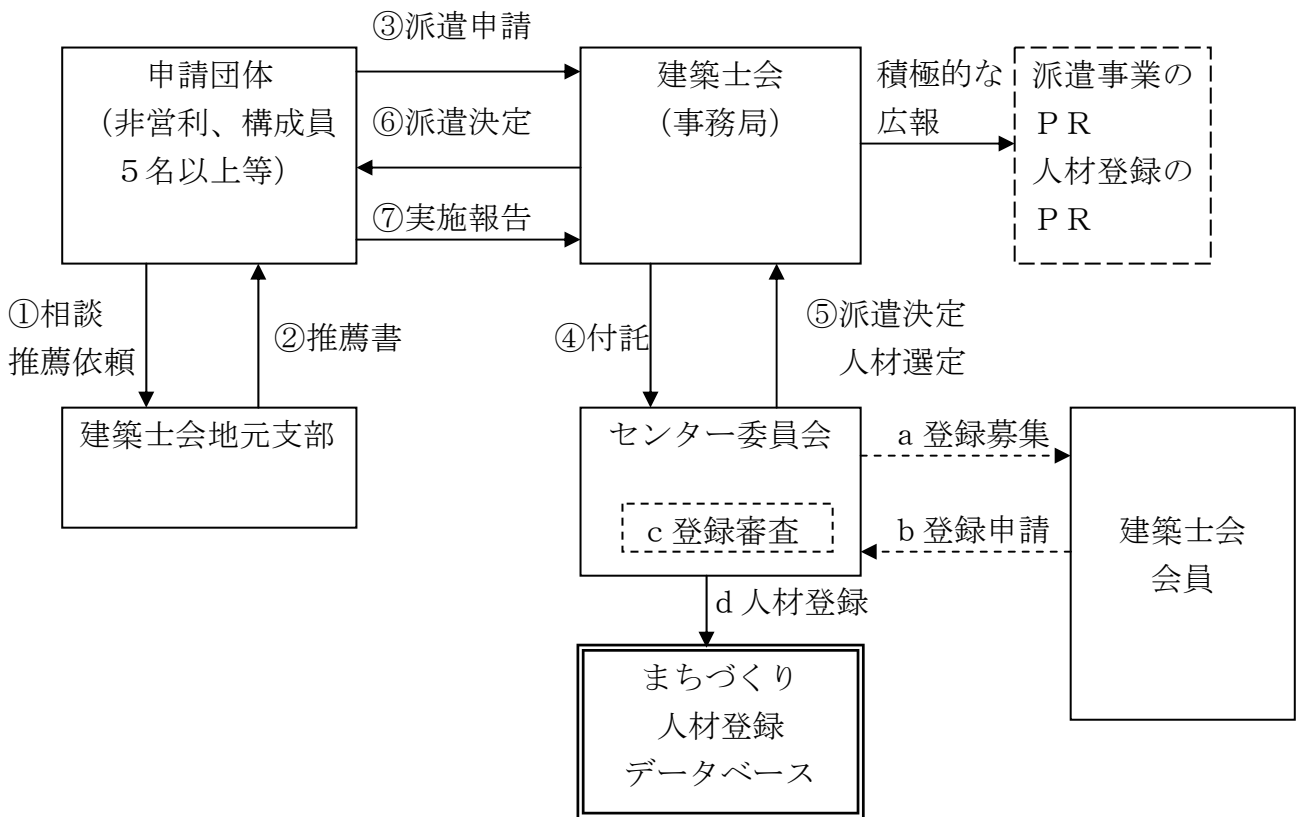
この要領に定めのない事項については、委員会の議決により定める。

附則

この要領は、平成23年9月 8日から施行する。

この要領は、平成22年5月26日から施行する。

(手続きフローイメージ図)



(e 建築士会HP掲載)